IWATE TRAFFIC SAFETY ASSOCIATION

交通いわて

第131号　令和元年 12 月

● 発　行　所 ●
一般社団法人 岩手県交通安全協会
岩手県盛岡市天神町11番1号
TEL（019）652-4597
FAX（019）652-4599
http://iwateken-ankyo.jp/

交通安全教室（盛岡市）

冬の交通事故防止!!

- 今の時期は、夕暮れから夜間にかけての交通事故が増加する傾向にあります。ドライバーは、ライトを早めに点灯し、前車や対向車がいないときには、原則ハイビームで走行して、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。
- 歩行者は、明るい色の服装にするほか、反射材や LED ライトを活用し、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
- 冬期間は気温が低下し、雪はなくても日陰部分などは凍結している場合があります。天候や路面状況を確認し、凍結が予想される場所では十分に速度を落とすなど、道路環境に応じた慎重な運転を心がけましょう。

交通安全協会「交通安全活動協賛店」を随時募集中!!

岩手県交通安全協会では、「交通安全活動協賛店」として協力していただけるお店を随時募集しております。

◆「交通安全活動協賛店」

交通事故のない地域社会の実現を目指して活動している交通安全協会の趣旨に賛同し、会員に対するサービスを提供していただくことにより、広く交通安全活動を支援する店舗等をいいます。（当協会への協賛金はいただいておりません。）

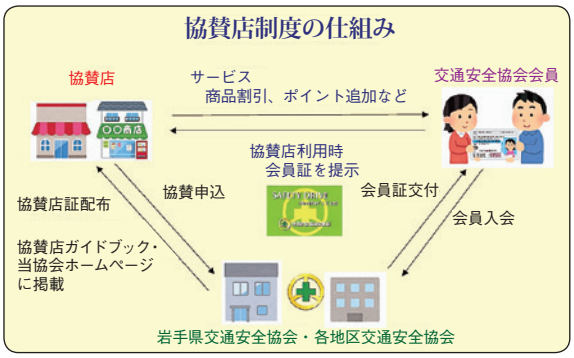

◆「会員に対するサービス」

交通安全協会の会員が協賛店で買い物等をする際、会員証を提示すると商品の割引や各種サービスの提供、各種ポイントの贈呈といった特典が受けられるというもので、サービスの内容は、協賛店が負担とならない程度のものを自由に設定していただきます。

◆「交通安全活動協賛店の広報」

協力していただける協賛店の名称（店舗名）、所在地、特典（サービス）の内容を掲載した「交通安全活動ガイドブック」を毎年４月に作成して会員等へ配布するほか、ホームページで随時紹介しております。

◆「協賛店に協力してもいい」、「協賛店の概要等を聞きたい」、という方は、岩手県交通安全協会またはお近くの各地区交通安全協会にお問い合わせください。

交通安全功労者等を表彰

秋の全国交通安全運動に合わせて、各地区で交通安全功労者等が表彰されました。

★ 東北管区警察局長・東北交通安全協会長連名表彰

交通安全功労者	18名
優良運転者	16名
交通安全功労団体	１団体
優良交通安全事業所	２事業所

★ 交通栄誉章　緑十字銅章

交通安全功労者	33名
優良安全運転管理者等	４名
優良運転者	88名

★ 岩手県警察本部長・岩手県交通安全協会長連名表彰

交通安全功労者	21名
優良交通団体	８団体
優良運転者	209名

令和元年（２０１９年）１２月１日施行

ながら運転厳罰化！

ながら運転とは・・・

・携帯電話などを手に持って通話した！
・携帯電話などを手に持って注視した！
・カーナビやカーテレビなどの画面を注視した！

厳罰化１　**事故などがなかった場合でも懲役刑の可能性が！**

「ながら運転」をした場合、改正後は、罰則に懲役刑が新設され、最高で６カ月以下の懲役で処罰される可能性があります。

厳罰化２　**事故などがあった場合は即、罰則が適用！**

「ながら運転」によって交通の危険（交通事故など）を生じさせた場合、反則金が適用されず、即、罰則が適用されます。（カーナビやカーテレビなどの画面を注視した時の罰則等の適用は、「交通の危険」を生じさせた場合に限ります。）

その一瞬が交通事故に！

１秒間に進む距離（m）

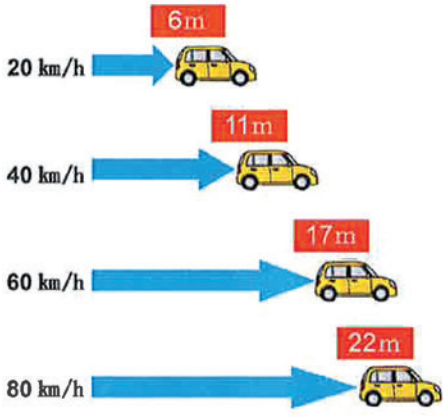

ながら運転の罰則強化

			改正前	改正後
違反点数	携帯電話使用等（保持）		１点	３点
	携帯電話使用等（交通の危険）		２点	６点
反則金	携帯電話使用等（保持）	原付車	5,000 円	12,000 円
		二輪車	6,000 円	15,000 円
		普通車	6,000 円	18,000 円
		大型車	7,000 円	25,000 円
	携帯電話使用等（交通の危険）	原付車	6,000 円	非反則行為となり、すべて罰則を適用
		二輪車	7,000 円	
		普通車	9,000 円	
		大型車	12,000 円	
罰則	携帯電話使用等（保持）		５万円以下の罰金	６か月以下の懲役または１０万円以下の罰金
	携帯電話使用等（交通の危険）		３か月以下の懲役または５万円以下の罰金	１年以下の懲役または３０万円以下の罰金

北から南から

～県内から交通事故をなくすために～

盛　岡
交通安全講話

北岩手
目覚まし作戦

北　上
シニアドライバーズコンテスト

江　刺
高齢者在宅家庭訪問

一　関
交通安全キャラバン活動

東磐井
幼児の交通安全教室

気　仙
高齢者交通安全教室

遠　野
安全安心107作戦

釜　石
反射材貼付活動

久　慈
保育園児交通安全教室

二　戸
幼児の交通安全教室

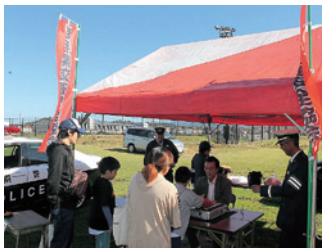

県安協
教育資器材出店（紫波産業祭り）

守ろう！横断歩道の交通ルール

運転手の方へ

- 横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、停止できる速度で進行する義務があります。
- 横断しようとしている人や横断中の人がいる場合、必ず停止してください。

歩行者の方へ

道路を横断する時は、

- Ｓｔｏｐ　止まる　道路を横断する前に止まる
- Ｓｅｅ　見る　車が近づいていないか、左右をよく見る
- Ｓｔａｙ　待つ　車が近づいていたら、待つ

の**３Ｓ（スリーエス）運動**を徹底しましょう。